とする。

4　在宅医療に移行後、当該点数を算定した日の属する月から起算して３月以内の期間、月１回に限り、在宅移行早期加算として、100点を所定点数に加算する。ただし、在宅医療に移行後、１年を経過した患者については算定しない。

5　在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、１月に４回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者１人につき１回に限り、頻回訪問加算として、600点を所定点数に加算する。

6　区分番号Ｃ００２－２に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定している患者については算定しない。

7　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。

イ　在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	400点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	200点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	100点

ロ　在宅療養実績加算１

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	300点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	150点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	75点

ハ　在宅療養実績加算２

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	200点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	100点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	50点

8　３について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。

9　３を算定する患者であって継続的に診療を行っているものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）が、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関において又は他の保険医療機関との連携により、常時往診を行う体制等を確保した上で訪問診療を行った場合に、継続診療加算として、216点を所定点数に加算する。

10　１のイの⑵及び⑶、１のロの⑵及び⑶、２のロ及びハ並びに３のロ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、包括的支援加算として、150点を所定点数に加算する。

11　区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法を算定している患者であって、区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料⑴の１を算定しているものについては、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に限り、算定できるものとする。

12　１のイの⑶若しくはロの⑶、２のハ又は３のハの場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同日に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、オンライン在宅管理料として100点を所定点数に加えて算定できる。ただし、連続する３月は算定できない。

Ｃ００２－２　施設入居時等医学総合管理料（月１回）

1　在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ　病床を有する場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

①　単一建物診療患者が１人の場合	3,900点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	3,240点
③　①及び②以外の場合	2,880点

⑵　月２回以上訪問診療を行っている場合（⑴の場合を除く。）

①　単一建物診療患者が１人の場合	3,200点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	1,700点
③　①及び②以外の場合	1,200点

⑶　月１回訪問診療を行っている場合

①　単一建物診療患者が１人の場合	1,980点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	1,080点
③　①及び②以外の場合	780点

ロ　病床を有しない場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

①　単一建物診療患者が１人の場合	3,600点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	2,970点
③　①及び②以外の場合	2,640点

⑵　月２回以上訪問診療を行っている場合（⑴の場合を除く。）

①　単一建物診療患者が１人の場合	2,900点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	1,550点
③　①及び②以外の場合	1,100点

⑶　月１回訪問診療を行っている場合

①　単一建物診療患者が１人の場合	1,800点
②　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	990点
③　①及び②以外の場合	720点

2　在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（１に規定するものを除く。）の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	3,300点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	2,700点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	2,400点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	2,600点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	1,400点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	1,000点

ハ　月１回訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	1,640点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	920点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	680点

3　１及び２に掲げるもの以外の場合

イ　別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月２回以上訪問診療を行っている場合

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	2,450点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	2,025点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	1,800点

ロ　月２回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

⑴　単一建物診療患者が１人の場合	1,950点
⑵　単一建物診療患者が２人以上９人以下の場合	1,025点
⑶　⑴及び⑵以外の場合	750点